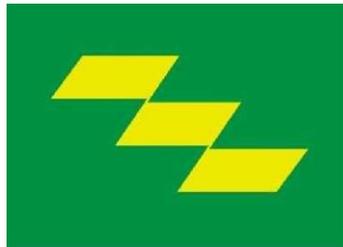


令和7年度

# 事業概要

(令和6年度事業実績)



宮崎県計量検定所



# 目 次

## 第1章 総 説

第1節	業 務 の 内 容	-----	1
第2節	沿 革	-----	1
第3節	組 織 機 構	-----	1
第4節	所在地・土地及び建物	-----	2
第5節	主要設備の概要	-----	2
第6節	歳入及び歳出	-----	5

## 第2章 計量関係事業の届出等

第1節	概 説	-----	6
第2節	製造事業者の届出	-----	7
第3節	修理事業者の届出	-----	9
第4節	販売事業者の届出	-----	12
第5節	計量証明事業者の登録	-----	12
第6節	適正計量管理事業所の指定	-----	15
第7節	計 量 士 制 度	-----	17

## 第3章 検定・検査及び立入検査

第1節	概 況	-----	18
第2節	検 定	-----	18
第3節	定 期 検 査	-----	20
第4節	基 準 器 検 査	-----	32
第5節	特定計量器の立入検査	-----	33
第6節	商 品 量 目 検 査	-----	36

## 第4章 計量思想の普及・その他

第1節	計量思想の普及	-----	37
第2節	計量関係説明会・会議	-----	37
第3節	宮崎県計量協会	-----	38
第4節	そ の 他	-----	40
1	証 印 類	-----	40
2	宮崎県計量検定所建物平面図	-----	40
3	宮崎県計量検定所案内図	-----	42



# 第1章 総説

## 第1節 業務の内容

計量検定所は、計量法(平成4年5月20日法律第51号)に基づく計量に関する事務を行うため、宮崎県行政組織規則により設置された行政機関であり、政令で定める特定市(宮崎市)が実施する一部の業務を除き、県内全域の特定計量器の検定・検査及び計量関係事業の登録・指定等の業務並びにこれらに係る立入検査を実施しています。

当所の主な業務内容は、以下のとおりです。

- (1) 計量関係事業の登録・届出・指定に関すること。
- (2) 特定計量器の検定に関すること。
- (3) 特定計量器の定期検査に関すること。
- (4) 基準器検査に関すること。
- (5) 商品量目の適正指導及び立入検査に関すること。
- (6) 計量管理の推進と計量思想の普及に関すること。
- (7) その他計量に関すること。

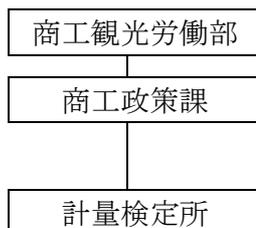
## 第2節 沿革

- ・明治8(1875)年8月 度量衡取締条例並びに検査規則が制定される。
- ・明治24(1891)年3月 度量衡法が公布され各都道府県に度量衡検定所が設置される。
- ・昭和26(1951)年6月 計量法(法律第207号)が制定される。
- ・昭和27(1952)年3月 計量法施行に伴い、宮崎県計量検定所と改称され経済部商工課の所属となる。
- ・昭和44(1969)年1月 新庁舎が完成し、県庁本館から宮崎市広島2丁目4番4号に移転す
- ・昭和46(1971)年8月 商工労働部中小企業課の所属となる。
- ・昭和50(1975)年8月 商工労働部商工振興課の所属となる。
- ・昭和57(1982)年4月 事務所から “かい” に昇格する。
- ・平成元(1989)年3月 新庁舎が完成し、宮崎市学園木花台西2丁目4番地4に移転する。
- ・平成3(1991)年4月 商工労働部商工政策課の所属となる。
- ・平成4(1992)年5月 新計量法(法律第51号)が制定される。
- ・平成5(1993)年11月 新計量法が施行される。
- ・平成11(1999)年7月 地方分権一括法(平11.7.16 法律87号)により計量法が改正される。
- ・平成12(2000)年4月 地方分権一括法の施行に伴い、計量行政事務の大部分が機関委任事務から自治事務となる。  
検査・検定等の手数料を定める。(宮崎県使用料及び手数料徴収条例)
- ・平成14(2002)年4月 商工労働部を商工観光労働部に改める。

## 第3節 組織機構

(令和7年4月1日現在)

組織機構



職名	所員数(人)	教習修了者(人)
所長	1	
主幹兼主任	1	
専門主幹	1	1
主査	0	
主任主事	0	
主事	4	
計	7	1

#### 第4節 所在地・土地及び建物

※案内図は42頁を参照

- (1) 所在地 〒889-2155 宮崎県宮崎市学園木花台西2丁目4番地4  
TEL 0985 (58) 2929 FAX 0985 (58) 2928
- (2) 土地 2,645 m<sup>2</sup>
- (3) 建物 526.95 m<sup>2</sup> (管理棟 274.35 m<sup>2</sup>、検査棟 204.00 m<sup>2</sup>、車庫・倉庫 48.60 m<sup>2</sup>)

#### 第5節 主要設備の概要

計量検定所では、一般に取引又は証明に使われている特定計量器の検定や検査等を行っていますが、その基準となる基準器等として所有しているものは次のとおりです。

なお、これらには有効期間が定められており、国等が所有する上位の基準器と比較校正を行い、常に精度を確保しています。

##### (1) 基準器

(令和7年4月1日現在)

区分	種類	型式または能力	数量
長さ	タクシーメーター 装置検査用基準器	円周 0.5m(矢崎製 Y510)	2
	基準巻尺	全長 5m 目量 10cm	1
質量	基準手動天びん	ひょう量 30kg 感量 200mg	1
	〃	〃 5kg 〃 20mg	1
	〃	〃 1kg 〃 5mg	1
	基準台手動はかり	ひょう量 50kg 目量 20g	1
	〃	〃 1000 kg 〃 50g	1
	特級基準分銅	20kg～2mg	29
	〃	200g～1mg	46
	1級基準分銅	10kg～2mg	29
	〃	500g～1mg	24
	2級基準分銅	20kg～500g	7
〃	200g～10mg	19	
温度	基準ガラス製温度計	-2℃～52℃ 1目盛 0.1℃	2
体積	基準全量フラスコ	10L、5L、2L、1L、500mL、200mL、100mL	9
	液体メーター用基準タンク	全量 5.1L、21L、50L、200L、510L	各1
	基準燃料油メーター	口径 50mm	1
	液体タンク用基準タンク	全量 10L (オーバーフロー式)	1

区分	種類	型式または能力	数量
圧力	基準重錘型圧力計	最大限界圧力 5MPa 最小限界圧力 0.05MPa	1
密度	液化石油ガス用 基準浮ひょう型密度計	密度の範囲 0.500~0.650 g/cm <sup>3</sup> 目 量 0.002 g/cm <sup>3</sup>	1

(2) 主要な検定・検査設備

(令和7年4月1日現在)

区分	種類	型式または能力	数量
長さ	装置検査用回転数計	光電式 (PET-30 型)	3
質量	1 級实用基準分銅	20kg	50
	〃	2kg~100g	10
	〃	200g~1mg	23
	2 級实用基準分銅	20kg	4
	〃	20kg~5kg	12
	〃	〃	13
	〃	20kg~2kg	5
	〃	20kg	13
	〃	10kg	5
	〃	10kg	2
	〃	2kg~100g	7
	〃	2kg~100g	17
	〃	200g~10mg	18
	3 級实用基準分銅	500kg	36
	3 級实用基準分銅	1000kg	20
	500kg 用バスケット		1
	電気式質量比較器	ひょう量 220g 目量 0.01mg	1

区分	種類	型式または能力	数量
質量	電気式質量比較器	ひょう量 5,100g 目量 1mg	1
	〃	〃 26.1kg 〃 1mg	1
	〃	〃 32.1kg 〃 0.1g	1
	〃	〃 1,100kg 〃 2g	1
	台手動はかり	ひょう量 120 kg 目量 50g	1
	音叉式はかり	ひょう量 4,200g 目量 0.1g	1
	電気式はかり	ひょう量 8.1kg 目量 0.1g	1
	分銅吊り下げ金具	20kg 枕型分銅吊り下げ用(24 個吊)	1
	天井クレーン	能力 1.5 t	1
温度	自己補正機構付き 電気式はかり	ひょう量 2,000g 目量 0.1g	1
	恒温槽		1

(基準分銅)



## 第6節 歳入及び歳出

### 1 歳入

(単位：円)

区 分	4年度決算	5年度決算	6年度決算	7年度予算
使用料及び手数料	5,519,800	5,482,230	5,915,983	5,975,650
計量法関係事業登録	0	0	57,070	0
検 定	3,328,750	3,301,070	3,111,650	3,263,350
基 準 器 検 査	767,600	803,670	813,350	823,300
計 量 証 明 検 査	791,100	884,900	1,237,100	1,380,900
定 期 検 査	567,350	484,190	656,090	502,100
証 明 書 発 行	4,000	2,400	1,600	0
公 有 財 産 使 用 料	6,000	6,000	6,000	6,000
不 用 物 品 売 払 代 金	55,000	0	33,123	0
諸 収 入	351,763	350,436	382,315	350,000
計	5,871,563	5,832,666	6,298,298	6,325,650

### 2 歳出 (計量検定所費)

(単位：円)

区 分	4年度決算	5年度決算	6年度決算	7年度予算
報 償 費	0	0	0	0
旅 費	299,546	503,834	745,998	1,341,000
需 用 費	2,730,936	3,664,949	2,468,934	2,749,000
役 務 費	427,858	606,657	304,672	726,000
委 託 料	1,860,110	1,959,280	2,411,620	2,602,000
使用料及び賃借料	667,868	382,470	374,140	389,000
工 事 請 負 費	0	1,078,000	0	0
備 品 購 入 費	457,490	1,369,500	0	2,772,000
負担金補助及び交付金	26,000	26,000	26,000	26,000
公 課 費	12,300	12,300	17,300	19,000
計	6,482,108	9,602,990	6,348,664	10,624,000

※ 人件費を除く

## 第2章 計量関係事業の届出等

### 第1節 概説

計量法では、製造事業（第40条）、修理事業（第46条）、販売事業（第51条）、計量証明の事業（第107条）は、「計量に関するそれぞれの事業の区分に従い、経済産業大臣若しくは管轄する都道府県知事への届出、又は登録を受けなければならない。」と規定されています。

また、事業所で自主的に計量管理を行う場合は、適正計量管理事業所の指定（第127条）を受けることができます。本県における届出、登録及び指定の状況は、下表のとおりです。

#### ○ 届出、登録及び指定の状況

（令和7年3月31日現在）

業務区分	事業別			届出	登録	指定	計	令和6年度 登録・届出・指定	
	製造	修理	販売					計量証明事業所	適正計量管理事業所
タクシメーター		3					3		
質量計第一類	5	9					14		
質量計第二類	5	8					13		
分銅等		1					1		
自重計		13					13	1	
水道メーター第1類							0		
水道メーター第2類							0		
自動車等給油メーター	4	4					8		
小型車載燃料油メーター	4	4					8		
大型車載燃料油メーター	2	2					4	1	
定置燃料油メーター	2	3					5		
液化石油ガスメーター	1	1					2		
圧力計第1類		1					1		
圧力計第2類		1					1		
血圧計第1類							0		
血圧計第2類							0		
騒音計	1						1		
振動レベル計	1						1		
濃度計第1類		4					4		
濃度計第2類		4					4		
濃度計第3類		4					4		
ホッパースケール	2	7					9		
充填用自動はかり	2	8					10		
コンベヤースケール	2	7					9		
自動捕捉式はかり	3	10					13		
その他の自動はかり	3	9					12		
計量証明（質量）				38			38	1	2
計量証明（濃度）				7			7		
計量証明（音圧レベル）				3			3		
計量証明（振動加速度レベル）				3			3		
販売（質量計）			204				204	2	1
適正計量管理事業所	大臣指定						0		
	知事指定					327	327		
合計	37	103	204	51	327		722	5	3
事業者数	11	35	204	45	6		301		

## 第2節 製造事業者の届出

特定計量器の製造事業を行おうとする者で、主たる製造工場が宮崎県に所在する場合は、省令で定める事業区分ごとに事業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して経済産業大臣に届け出なくてはなりません。(計量法第40条)

本県における届出製造事業者は、下表のとおりです。

### 1 届出製造事業者

#### ① 本県に本社が所在する製造事業者

(令和7年3月31日現在)

名 称	事業所の住所又は所在地	電話番号	届出の事業区分
松山工業 (株)	宮崎市阿波岐原町請田 2506 番地 3	0985-24-7854	自動車等給油メーター 小型車載燃料油メーター
(有) 名村度量衡店	延岡市愛宕町1丁目4番地6号	0982-32-3054	質量計第1・2類
三輪 光広	延岡市緑ヶ丘2丁目30番地14号	0982-33-1055	質量計第1・2類 ホップースケール 充填用自動はかり 自動捕捉式はかり その他の自動はかり
(株) 大坪計量器店	宮崎市稗原町95街区7-1	0985-26-3901	質量計第1・2類 ホップースケール 充填用自動はかり コンベヤスケール 自動捕捉式はかり その他の自動はかり
(有) 辻村計量器	都城市松元町3街区25号	0986-22-1071	質量計第1・2類
(有) 泰盛堂	都城市平江町46番地7号	0986-24-8460	質量計第1・2類
(株) アコー宮崎技術 研究所・工場	高原町大字蒲牟田1番地8	0984-42-4499	騒音計、振動レベル計
(株) 松山	宮崎市田野町甲10841-12	0985-86-5103	自動車等給油メーター 小型車載燃料油メーター

## ② 他県に本社が所在し県内に事業所を設置している製造事業者

(令和7年3月31日現在)

名 称	事業所の住所又は所在地	電話番号	届出の事業区分
(株) タツノ	東京都港区芝浦2丁目12番13号 (宮崎市和知川原1丁目42番地)	050-9000-5674	自動車等給油メーター 小型車載燃料油メーター 大型車載燃料油メーター 定置燃料油メーター等 液化石油ガスメーター
トキコシステムソリューションズ(株)	神奈川県横浜市鶴見区 鶴見中央3丁目9番27号 (宮崎市大字有田258番地)	0985-30-4370	自動車等給油メーター 小型車載燃料油メーター 大型車載燃料油メーター 定置燃料油メーター等
日新電子工業(株) 宮崎出張所	東京都千代田区岩本町二丁目1番 18号(宮崎市清武町加納一丁目45 番地1)	0985-64-3000	コンベヤスケール 自動捕捉式はかり その他の自動はかり

### 第3節 修理事業者の届出

特定計量器の修理事業を行おうとする者は、省令で定める事業の区分ごとに事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届出なくてはなりません。(計量法第46条)

ここでいう「修理」とは、計量器が性能、構造の一部を失った場合に、その失われた構造を回復し元どおりにすることをいいます。

本県における届出修理事業者は、下表のとおりです。

#### 1 届出修理事業者

(令和7年3月31日現在)

名称	事業所の住所又は所在地	電話番号	届出の事業区分
(株)宮崎デンソー	宮崎市花ヶ島町立毛 1078-1	0985-23-1711	タクシーメーター
宮崎南国交通(株)	宮崎市大字小松字前田 2687-5	0985-48-2753	タクシーメーター
(有)首藤メーター商会	宮崎市跡江 2053-4	0985-47-5028	タクシーメーター
(有)辻村計量器	都城市松元町 3 街区 25 号	0986-22-1071	質量計第1・2類 ホッパースケール 充填用自動はかり コンベヤスケール 自動捕捉式はかり その他の自動はかり
(有)名村度量衡店	延岡市愛宕町 1 丁目 4 番地 6	0982-32-3054	質量計第1・2類 ホッパースケール 充填用自動はかり コンベヤスケール 自動捕捉式はかり その他の自動はかり
(有)泰盛堂	都城市平江町 46 番地 7 号	0986-24-8460	質量計第1・2類 ホッパースケール 充填用自動はかり コンベヤスケール 自動捕捉式はかり
(株)大坪計量器店	宮崎市稗原町 95-7-1	0985-26-3901	質量計第1・2類 ホッパースケール 充填用自動はかり コンベヤスケール 自動捕捉式はかり その他の自動はかり
三輪 光広	延岡市緑ヶ丘 2 丁目 30 番 14 号	0982-33-1055	質量計第1・2類 分銅等 ホッパースケール 充填用自動はかり 自動捕捉式はかり その他の自動はかり

西日本インダ(株)	宮崎市清武町加納1丁目45番地1	0985-41-8800	質量計第1・2類 自動捕捉式はかり その他の自動はかり
インダ産機(株) 宮崎営業所	宮崎市清武町加納1丁目45番地1	0985-77-6125	ホッパースケール 充填用自動はかり コンベヤスケール 自動捕捉式はかり その他の自動はかり
宮崎営業所 (株)九州テラオカ 延岡営業所 都城営業所	宮崎市吉村町久保田甲915番4 延岡市別府町3913番地1 都城市都原町4675番地2	0985-24-6556 0982-21-6555 0986-22-8655	質量計第1・2類 自動捕捉式はかり その他の自動はかり
宮島 澄雄	都城市郡元町2954番地5	0986-23-5463	質量計第1・2類
東芝テックソリューション サービス(株)	宮崎市柳丸町232番2 (東京都品川区東五反田2丁目17番2号)	0985-25-1492	質量計第1類
博多金物(株)	延岡市大武町39番地71	0982-35-6385	自重計
小林地区自動車整備事業協 同組合	小林市大字堤2981の1	0984-22-5125	自重計
都城地区自動車整備事業 協同組合	都城市吉尾町782番地	0986-38-0100	自重計
(有)野村産業	宮崎市本郷北方鶴戸尾2729番地5	0985-51-5656	自重計
(有)山下自動車	宮崎市大字赤江868番地12	0985-53-5858	自重計
いすゞ自動車九州(株)	宮崎市港東1丁目3-1 都城市神之山町2225 東臼杵郡門川町大字加草428-2	0985-78-3195 0986-38-1635 0982-63-7200	自重計
(株)西原金属	日向市大字日知屋16723-1	0982-52-2257	自重計
(有)富士自動車整備工場	日南市大字益安66	0987-23-0115	自重計
甲斐商事	日之影町大字七折10395	0982-87-2302	自重計
(株)一条産業	高千穂町大字三田井2065番地1	0982-72-4824	自重計
(有)中央自動車工業	西都市大字南方3372番地36	0983-43-0661	自重計
南九州日野自動車(株)	宮崎市大字恒久字今井出740 門川町大字加草484-6	0985-51-6111 0982-60-1150	自重計
松山工業(株)	宮崎市阿波岐原町請田2506番地3	0985-24-7854	自動車等給油メーター 小型車載燃料油メーター 定置燃料油メーター等
松山 敏幸	都城市菓子野町11220-1	0986-27-4141	自動車等給油メーター 小型車載燃料油メーター 定置燃料油メーター等

(株) 松山	宮崎市田野町甲 10841-12	0985-86-5103	自動車等給油メーター 小型車載燃料油メーター 大型車載燃料油メーター
(株) タツノ宮崎営業所	宮崎市和知川原 1 丁目 42 番地 (東京都港区三田 3 丁目 2 番 6 号)	050-9009-5674	自動車等給油メーター 小型車載燃料油メーター 大型車載燃料油メーター 定置燃料油メーター等 液化石油ガスメーター
西南電気(株)	延岡市塩浜町 4 丁目 1640 番地 31	0982-33-6266	濃度計第 1・2・3 類
(株) トーアサイエンス	宮崎市老松 2 丁目 3 番 25 号	0985-24-5733	濃度計第 1・2・3 類
(株) 興電舎	延岡市浜町 222 番地 1	0982-33-3602	濃度計第 1・2・3 類 圧力計第 1・2 類
宝来メデック(株)	宮崎市恒久字草葉 974 の 6 (鹿児島県鹿児島市卸本町 5-29)	0985-53-3611	濃度計第 1・2・3 類
(株) 米穀設備	宮崎市大字広原 4489	0985-74-4875	充填用自動はかり コンベヤスケール 自動捕捉式はかり その他の自動はかり
大和製衡(株) 南九州駐在所	都城市上長飯町 44-11 (兵庫県明石市茶園場町 5-22)	0986-23-3454	ホッパースケール 充填用自動はかり コンベヤスケール 自動捕捉式はかり その他の自動はかり

## 第4節 販売事業者の届出

非自動はかり(家庭用特定計量器となる非自動はかりを除く。)、分銅及びおもりの販売事業を行おうとする者は、省令で定める区分ごとに事業所を管轄する都道府県知事に届け出なければなりません。(計量法第51条)

販売事業が届出制となっているのは、「譲渡等の制限」の対象となっている特定計量器について検定証印等のないものの販売等の禁止の規制があることや、定期検査の対象となる特定計量器について販売事業者から購入者に説明する必要があることなど販売事業者が遵守すべき内容の周知徹底を行い、販売における不良品の流通の防止等を図るためです。

本県における届出の状況は、下表のとおりです。

(令和7年3月31日現在)

事業の区分	届出者数
質量計	204

## 第5節 計量証明事業者の登録

第三者に計量結果を提供する計量証明の事業を行おうとする者は、省令で定める事業区分ごとに又はその事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません。(計量法第107条)

ここでいう「計量証明の事業」は、日常の経済活動の中で発生する器物の長さ、質量、面積、体積、熱量等の測定証明する一般計量証明事業と、音圧レベル、振動加速度レベル、濃度、特定濃度(ダイオキシン類)などもつばら環境事象を測定証明する環境計量証明事業があります。

### 1 一般計量証明事業とは

運送、寄託又は売買の目的たる貨物の積卸し又は入出庫に際して行う貨物の長さ、質量、面積、体積、熱量等の計量証明

### 2 環境計量証明事業とは

- ① 工場などから排出される大気、水中、土壌中の物質濃度の計量証明
- ② 大気、水中、土壌中のダイオキシン類の濃度の計量証明
- ③ 環境中の音圧レベル、振動加速度のレベル等の計量証明

計量証明事業者は、計量証明事業の登録を受けた日からその使用する特定計量器ごとにかつ政令で定める期間ごとに、登録した都道府県知事が行う検査を受けなければなりません。

また、その登録に係る事業の実施の方法に関し、経済産業省令で定める事項を記載した事業規程を作成して知事へ届け出ることが義務づけられています。

本県における登録の状況は、次の表のとおりです。

なお、本県には大気、水中、土壌中のダイオキシン類の濃度を計量する特定計量証明事業の登録者はありません。

○一般計量証明事業者一覧

(令和7年3月31日現在)

登録番号	名称	事業所の住所又は所在地 ・電話番号	事業の区分	使用する計量器
23	(株)西原金属	日向市大字日知屋 16723 番地 1 0982-52-2257	質量	電気式はかり 50,000 kg
26	(株)難波江商店	宮崎市大字島之内 1615 番地 0985-39-1316	〃	電気式はかり 40,000 kg
27	(一社)日本海事検定協会	日向市大字日知屋 17371 番地 2 0982-52-3489	〃	台手動はかり 100 kg
36	(株)山崎紙源センター	宮崎市江平東町 6 番地 13 0985-24-2551	〃	電気式はかり 40,000 kg
37	(株)山崎紙源センター	門川町大字加草 102-6 0982-63-5566	〃	電気式はかり 40,000 kg
39	太信鉄源(株)	都城市都北町 5082 番地 1 0986-47-1631	〃	電気式はかり 50,000 kg
40	(有)中禮商店	延岡市昭和町 3 丁目 1747 番地 1 0982-32-3818	〃	電気式はかり 60,000 kg
41	太信鉄源(株)	宮崎市大字赤江 845 番地 0985-53-6510	〃	電気式はかり 60,000 kg
43	博多金物(株)	延岡市大武町 39 番地 71 0982-35-6385	〃	台手動はかり 39,990 kg 〃 1,000 kg 電気式はかり 80,000 kg 〃 30,000 kg
45	(株)ホシヤマ	小林市大字細野 2633 番地 1 0984-23-3135	〃	電気式はかり 50,000 kg
49	(有)安田商会	都城市都島町 149 0986-25-6611	〃	電気式はかり 40,000 kg
50	(有)平山金属	延岡市大武町 1323-65 0982-33-5191	〃	電気式はかり 80,000 kg
51	(有)興田商店	三股町大字蓼池 4361 0986-52-9938	〃	電気式はかり 40,000 kg
52	(株)黒田工業	延岡市大武町 758 番地 3 0982-35-6000	〃	電気式はかり 40,000 kg
55	(有)久保田商店	日南市大字平山 234 番地 0987-22-3884	〃	電気式はかり 50,000 kg
56	(有)木本金属	延岡市川原崎町 403 0982-21-2578	〃	台手動はかり 39,990 kg
58	(株)大藤産業	延岡市川島町 903 番地 0982-30-1213	〃	電気式はかり 40,000 kg
59	(株)塩川産業	宮崎市大字新名爪字谷廻 4090-21 0985-39-7555	〃	電気式はかり 40,000 kg
60	王子木材緑化(株)	日向市竹島町 2 番 2 0982-52-2032	〃	電気式はかり 40,000 kg

登録 番号	名 称	事業所の住所又は所在地 ・電話番号	事業の 区 分	使 用 す る 計 量 器
61	(有) 谷 明 産 業	延岡市大武町 385 番地 3 0982-23-1020	質 量	電気式はかり 40,000 kg
63	日 向 環 境 (株)	日向市大字平岩 3987 番地 28 0982-57-2466	〃	電気式はかり 50,000 kg
65	(有) 第 一 金 属	日向市大字日知屋 11989-2 0982-53-2236	〃	電気式はかり 40,000 kg
66	(有) プ ラ ッ ツ	国富町大字木脇 3812 番地 0985-75-9161	〃	電気式はかり 40,000 kg
67	(株) 黒 田 工 業	日向市竹島町 1 番 86 0982-55-0055	〃	電気式はかり 50,000 kg 電気式はかり 40,000 kg
68	(有) 延 岡 西 部 処 分 場	延岡市上三輪町 3819 番地 0982-39-0658	〃	電気式はかり 40,000 kg
69	セ ン コ ー (株)	延岡市土々呂町 6-1711 0982-37-0681	〃	電気式はかり 50,000 kg
70	(株) 一 条 産 業	高千穂町大字三田井 2065 番地 1 0982-72-4824	〃	電気式はかり 30,000 kg
71	(有) 中 平 商 店	日向市大字財光寺菜切 1353 番地 1 0982-54-4384	〃	電気式はかり 40,000 kg
72	(有) 別 府 金 物 店	日向市大字塩見山田越 3657 番地 1 0982-52-4768	〃	電気式はかり 40,000 kg
73	甲 斐 商 事	日之影町大字七折 2587-2 0982-87-2302	〃	電気式はかり 40,000 kg
74	ミ ナ ミ 金 属 (株)	宮崎市佐土原町下田島 5084-1 0985-30-5740	〃	電気式はかり 40,000 kg
75	(株)エコ・リサイクルセンター	延岡市川島町 1220 番地 5 0982-30-1143	〃	電気式はかり 40,000 kg
76	セ ン コ ー (株)	日向市竹島町 1-34 0982-54-3860	〃	電気式はかり 50,000 kg
77	(株)山崎紙源センター 都城営業所	都城市郡元町 205-1 0986-23-5731	〃	電気式はかり 40,000 kg
78	宮 崎 紙 業 (株)	宮崎市大字広原 1247 番地 4 0985-39-0521	〃	電気式はかり 40,000 kg
79	飼 肥 通 産 (株)	日南市大字平野 1147 番地 1 0987-23-5125	〃	電気式はかり 40,000 kg
80	(株) 日 向 衛 生 公 社	日向市大字財光寺字松立 1394 番地 0982-23-5125	〃	電気式はかり 30,000 kg
81	産業振興(株)宮崎ヤード	宮崎市港東 3 丁目 1 番 0985-35-8611	〃	電気式はかり 80,000 kg
	計	事業者数 3 8		

## 環境計量証明事業者一覧

(令和7年3月31日現在)

登録番号	名称	事業所の住所又は所在地 ・電話番号	事業の区分	使用する計量器
環計1	(株)東洋環境分析センター	宮崎市田代町100番 0985-24-1122	濃度	ガラス電極式 水素イオン濃度計外
13	(株)東洋環境分析センター	宮崎市田代町100番 0985-24-1122	音圧レベル	普通騒音計 精密 "
14	(株)東洋環境分析センター	宮崎市田代町100番 0985-24-1122	振動加速度レベル	振動レベル計
3	(公財)宮崎県環境科学協会	宮崎市大字田吉6258番地20 0985-51-2077	濃度	ガラス電極式 水素イオン濃度計外
5	(公財)宮崎県環境科学協会	宮崎市大字田吉6258番地20 0985-51-2077	音圧レベル	普通騒音計 精密 "
12	(公財)宮崎県環境科学協会	宮崎市大字田吉6258番地20 0985-51-2077	振動加速度レベル	振動レベル計
10	(株)東洋検査センター延岡事業所	延岡市旭町7丁目4319番地 0982-22-5312	濃度	ガラス電極式 水素イオン濃度計外
16	西日本環境技研(株)	小林市東方3771-3 0984-23-4562	濃度	ガラス電極式 水素イオン濃度計外
17	(株)アクア分析センター	都城市下川東2丁目13-12 0986-26-6114	濃度	ガラス電極式 水素イオン濃度計外
21	(株)アクア分析センター	都城市下川東2丁目13-12 0986-26-6114	音圧レベル	普通騒音計 精密 "
22	(株)アクア分析センター	都城市下川東2丁目13-12 0986-26-6114	振動加速度レベル	振動レベル計
20	(株)南日本環境センター	延岡市小野町4138番地1 0982-22-3311	濃度	ガラス電極式 水素イオン濃度計外
23	J A み や ざ き 農産物総合検査センター	宮崎市生目台西3丁目2番地2 0985-63-5641	濃度	ガラス電極式 水素イオン濃度計外
	計	事業者数 7		

## 第6節 適正計量管理事業所の指定

適正計量管理事業所は一定の法的な効果を与えること(定期検査の免除、簡易修理の実施)により、自主的な計量管理の推進を図ることを目的とし、適正な計量管理を行っている事業所について、適正計量管理事業所の指定を行うものです。

指定事業所には必ず計量管理を職務とする計量士を配置しなければなりません。本県における適正計量管理事業所の指定(大臣指定、知事指定分)及び検査状況は、次のとおりです。

○ 適正計量管理事業所の指定及び検査状況  
(令和7年3月31日現在)

名 称	事業所の住所 又は所在地	事業場数	登録された計量士名
知 事 指 定	日 本 郵 政 (株)	東京都千代田区 大手町 2-3-1	1 三輪 光広、辻村 雄一、名村 一郎 池田 政史、石川 恵史、神田 茂昭
	日 本 郵 便 (株)	同上	307 辻村 雄太郎
	旭 化 成 (株)	延岡市旭町 2 丁	16 村上 博章、名村 一郎、池田 政史 福江 啓、 稲田 公輝
	延 岡 支 社	目 1 番地 3	
	旭 化 成 エレクトロニクス(株)	同上	1 同上
	王 子 製 紙 (株)	日南市大字戸高	1 西川 健一
	日 南 工 場	1850 番地	
住 友 ゴ ム 工 業 (株)	都城市都北町	1 西川 健一	
宮 崎 工 場	3 番地		
計	6	327	

○適正計量管理事業所の検査状況(令和6年度実績)

項 目 特定計量器の種類	知事指定の事業所(327箇所)	
	合格器物数	不合格器物数
電 気 式 は か り	370	2
手 動 天 び ん	0	0
等 比 皿 手 動 は か り	0	0
棒 は か り	0	0
そ の 他 の 手 動 式 は か り	2	0
ば ね 式 は か り	7	0
手 動 指 示 併 用 は か り	0	0
そ の 他 の 指 示 は か り	0	0
ホ ッ パ ー ス ケ ー ル	0	0
充 填 用 自 動 は か り	0	0
コ ン ベ ア ス ケ ー ル	0	0
自 動 捕 捉 式 は か り	0	0
そ の 他 の 自 動 は か り	20	0
分 銅	0	0
定 量 お も り	0	0
定 量 増 お も り	0	0
自 重 計	0	0
ア ネ ロ イ ド 型 圧 力 計	5	0
そ の 他 の ガ ラ ス 製 温 度 計	0	0
計	404	2

## 第7節 計量士制度

計量士は、経済産業大臣によって登録される国家資格者で、計量器の検査や計量管理を職務として、取引や証明において国民から信頼される適正な計量を確保する役目を果たしています。

### 1 計量士の職務

計量士は、次の3つの業務を主に行っています。

- ① 定期検査に代わる計量士による検査(計量法第25条)
- ② 計量証明検査に代わる計量士による検査(計量法第120条)
- ③ 適正計量管理事業所に係る検査(計量法第19条第2項、128条)

### 2 計量士の区分

計量士は、次の3つに区分されています。

- ① 環境計量士(濃度関係)
- ② 環境計量士(騒音・振動関係)
- ③ 一般計量士(①、②以外)

### 3 計量士資格の取得方法

計量士になるには、次の2つの方法があります。

- ① 計量士国家試験を受験する方法  
計量士国家試験に合格した者は、計量士の区分に応じて実務経験等の条件に適合することが必要です。
- ② 計量教習を修了し資格認定を受ける方法  
資格要件は、国立研究開発法人産業技術総合研究所計量研修センターが実施する計量教習を修了した者であって、計量士の区分に応じて実務経験等の条件に適合し、かつ、計量行政審議会が国家試験合格者と同等以上の学識経験を有する者と認めた者に限りません。

### 4 計量士の登録

計量士の登録は、住所又は勤務地を管轄する都道府県知事(計量検定所)を経由して経済産業大臣に登録申請を行います。

# 第3章 検定・検査及び立入検査

## 第1節 概況

計量に関する制度は、経済・社会における基盤となるもののひとつです。統一的で合理的な計量制度の確立を図ることは、経済・社会活動における便益と安全の確保を通じて経済の発展と文化の向上に寄与することになります。

そのためには、前章に述べた種々の事業の規制は勿論のこと、社会に供給され、取引・証明に使用される個々の計量器が十分な機能と精度を具備したものであることを保障する制度が必要となります。また、すでに供給されている計量器についても、それらが正確であるか否か、また使用の状態が正しいかどうか検査することも必要となります。さらに、商品についても表示された量目と実際の量目が一致しているかどうかの検査も当然のこととして要求されます。このような目的のために設けられたものが検定・検査及び立入検査の制度です。

## 第2節 検定

検定は適正な計量の実施を確保するうえで、取引・証明に使用される目的をもって社会に供給される個々の特定計量器について、国が一定の基準を定め、その基準に合格した特定計量器について構造や精度等を保障する制度です。

検定は経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関が行い、合格した特定計量器には、必ず「検定証印」が付されます。この検定証印がないものは取引・証明に使用することができません。

なお、指定製造事業者が製造した特定計量器は検定が免除され、「基準適合証印」が付されます。

(検定証印)



(基準適合証印)



また、特定計量器には、有効期間が定められているものがあり、その中で、タクシーメーター及び燃料油メーター並びに液化石油ガスメーターは検定を行い、合格の場合、検定証印(装置検査証印)とともに有効期限を明示したステッカーを見やすい箇所に貼り付け、有効期間経過による不正使用の防止に努めています。

(タクシーメーター用)



(燃料油メーター・液化石油ガスメーター用)



○ 年度別計量器検定実績

年度別 区分	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	検定 個数	不合格 個数	不合格 率(%)	検定 個数	不合格 個数	不合格 率(%)	検定 個数	不合格 個数	不合格 率(%)
<b>タクシーメーター 装置検査</b>	<b>1,727</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1,728</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1,682</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
電気式はかり	56	1	1.7	62	2	3.2	95	4	4.2
手動天びん	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
等比皿手動はかり	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
不等比皿手動はかり	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
棒はかり	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
その他の手動はかり	0	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0.0
ばね式はかり	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
手動指示併用はかり	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
その他の指示はかり	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
分銅・おもり等	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
<b>(質量計合計)</b>	<b>56</b>	<b>1</b>	<b>1.7</b>	<b>63</b>	<b>2</b>	<b>3.2</b>	<b>95</b>	<b>4</b>	<b>4.2</b>
燃料油メーター	880	1	0.1	857	0	0.0	773	1	0.1
液化石油ガスメーター	6	0	0.0	15	0	0.0	11	0	0.0
<b>(積算体積計合計)</b>	<b>886</b>	<b>1</b>	<b>0.1</b>	<b>872</b>	<b>0</b>	<b>0.0</b>	<b>784</b>	<b>1</b>	<b>0.1</b>
<b>合計</b>	<b>2,669</b>	<b>2</b>	<b>0.1</b>	<b>2,663</b>	<b>2</b>	<b>0.1</b>	<b>2,561</b>	<b>5</b>	<b>0.1</b>

### 第3節 定期検査

特定計量器のうち、その構造、使用条件、使用状況等からみてその性能及び器差について定期的に検査を行うことが適当であると認められる非自動はかり・分銅及びおもり等を「取引」「証明」用として使用する者は、都道府県知事(または特定市の長)が行う定期検査を受けることが義務付けられています。(計量法第19条)

質量計の定期検査は、宮崎県では、特定市(宮崎市)を除き検査区域を市町村毎に2つのブロックに分けて隔年で実施しています。

また、検査実施の1か月前までに検査区域と場所・日時を告示しています。

検査後に合格した計量器には、合格が視認できるように合格ラベルが貼付されます。

また、不合格の場合は、不合格の手続きを行う事により不合格計量器の使用防止を図っています。



(定期検査合格ラベル)

本県では、現在22名の計量士が「定期検査に代わる計量士による検査」(計量法第25条)の届出を行っています。

この検査を受け合格した特定計量器については、使用者が都道府県知事又は特定市の長に実施期日までにその旨を届け出ることにより定期検査が免除されます。

なお、計量士による検査に合格しない計量器は、不合格計量器の使用防止の観点から修理、廃棄、買い換え等の処理状況の報告を求めています。

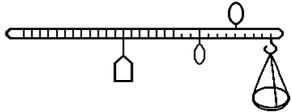
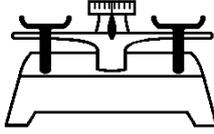
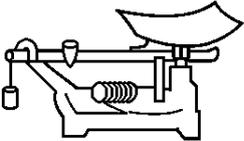
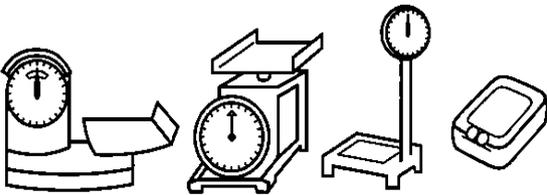
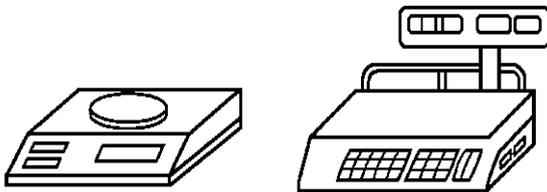
#### ○ 宮崎県届出代検計量士

(令和7年3月31日現在)

計量士の氏名	郵便番号	住所	電話番号
三輪光広	882-0863	延岡市緑ヶ丘2丁目30番14号	0982-33-1055
神田茂昭	同上	同上	同上
辻村雄一	885-0077	都城市松元町3街区25号	0986-22-1071
辻村雄太郎	同上	同上	同上
辻村健太	同上	同上	同上
名村一郎	882-0872	延岡市愛宕町1丁目4番6号	0982-32-3054
池田政史	同上	同上	同上
西川健一	885-0021	都城市平江町46番地7号	0986-24-8460
外山響	同上	同上	同上
長沼敬輔	861-1205	熊本県菊池市泗水町福本2332番地1	096-381-6183
宮本真一郎	同上	同上	0968-41-9799
石川恵史	880-0944	宮崎市江南1丁目25-11	0985-52-0124
大坪正史	882-0832	宮崎市稗原町95街区7-1	0985-26-3901
坂元一光	899-5651	鹿児島県始良市脇元1927-4	0995-70-6201
上野雅王	650-0017	兵庫県神戸市中央区楠町1丁目10-1	078-351-1281
長田武志	同上	同上	同上
清原一樹	820-0062	福岡県飯塚市目尾998-2	0948-25-0515
小田剛	899-2701	鹿児島県鹿児島市石谷町4830-3	099-293-5525
帆足亨	870-0108	大分県大分市三佐5丁目1番31号	097-594-4520
帆足愛	同上	同上	同上
長田優二	同上	同上	同上
鈴木清一	650-0017	兵庫県神戸市中央区楠町1丁目10番1号	078-351-1281

# 定期検査 手数料一覧

この手数料は、県の手数料であり、計量士の手数料とは異なります。

名 称	図 解	能 力	手 数 料	
棒 は か り		一 律	250円	
等 比 皿 手 動 は か り		1/10,000 以上のもの	500円	
皿 手 動 は か り		一 律	500円	
台 手 動 は か り		100kg以下のもの	500円	
		250kg以下のもの	900円	
		500kg以下のもの	1, 500円	
		1t以下のもの	2, 100円	
指 示	直 線 目 盛 の も の		一 律	250円
は か り の も の			直 線 目 盛 以 外 の も の	
	250kg以下のもの	900円		
	500kg以下のもの	1, 500円		
光 電 式 は か り 電 気 抵 抗 線 式 は か り 誘 電 式 は か り 電 磁 式 は か り		100kg以下のもの	1, 400円	
		250kg以下のもの	1, 800円	
		500kg以下のもの	2, 200円	
		1t以下のもの	3, 100円	
手 動 指 示 併 用 は か り		1/10,000 以上のもの	500円	
分 銅 ・ お も り		1 個 につ き	50 円	

※ 最小目盛がひょう量の 1/10,000 未満のものについては、上記の金額の2倍の額になります。

## 年 度 別 定 期

年度	区分	事前調査戸数 (戸)	検査区分	検査戸数 (戸)	受検割合 (%)	検 査 器				
						手動 天びん	棒 はかり	等比皿 手動 はかり	手動指 示併用 はかり	その他 の手動 はかり
令和4年度	1,761	定期検査	386	21.9			4	2	68	
		庁内検査	7	0.4						
		所在場所検査	1	0.1					1	
		計量士検査	1,367	77.6			1	19	(2) 191	
		計	1,761	100.0	(0) 0	(0) 0	(0) 5	(0) 21	(2) 260	
令和5年度	1,368	定期検査	351	25.7				2	66	
		庁内検査	11	0.8					3	
		所在場所検査	0	0.0						
		計量士検査	1,006	73.5		1	2	4	143	
		計	1,368	100.0	(0) 0	(0) 1	(0) 2	(0) 6	(0) 212	
令和6年度	1,955	定期検査	397	20.3			3	2	56	
		庁内検査	14	0.7					3	
		所在場所検査	1	0.1					1	
		計量士検査	1,543	78.9	1		5	17	(3) 172	
		計	1,955	100.0	(0) 1	(0) 0	(0) 8	(0) 19	(3) 232	

### ○ 年度別定期検査実績（宮崎市を除く）

(ア) 実績市町村数及び箇所数

年度	区分	市町村数	箇所数
令和4年度		15	21
令和5年度		13	21
令和6年度		15	21

(イ) 所在場所検査所要日数

年度	区分	実施所要日数
令和4年度		1
令和5年度		0
令和6年度		1

# 検 査 総 括 表

※ ( ) 書きは不合格個数で内数、下段は検査個数

物 内 訳					分銅・おもり			合計	不 合 格 率 (%)	備 考
ばね式 指 示 はかり	電気式 はかり	その他	計	不合格率 (%)	分銅	おもり	計			
(2) 299	(6) 222		(8) 595	1.3	33	316	349	(8) 944	0.8	
	11		11	0.0			0	(0) 11	0.0	
6	8		15	0.0		6	6	(0) 21	0.0	
(11) 1,330	(38) 3,549	(1) 2	(52) 5,092	1.0	53	(7) 841	(7) 894	(59) 5,986	1.0	
(13) 1,635	(44) 3,790	(1) 2	(60) 5,713	1.1	(0) 86	(7) 1,163	(7) 1,249	(67) 6,962	1.0	
(3) 289	(10) 200	1	(13) 558	2.3	7	302	309	(13) 867	1.5	
6	3		12	0.0		16	16	(0) 28	0.0	
				0.0			0	(0) 0	0.0	
(8) 867	(20) 2,556	2	(28) 3,575	0.8	22	553	575	(28) 4,150	0.7	
(11) 1,162	(30) 2,759	(0) 3	(41) 4,145	1.0	(0) 29	(0) 871	(0) 900	(41) 5,045	0.8	
(5) 295	(6) 278		(11) 634	1.7	28	272	300	(11) 934	1.2	
1	(1) 14		(1) 18	5.6		13	13	(1) 31	3.2	
7	(1) 8		(1) 16	0.0		6	6	(1) 22	0.0	
(8) 1,236	(42) 4,031	1	(53) 5,463	1.0	52	(6) 795	(6) 847	(59) 6,310	0.9	
(13) 1,539	(50) 4,331	(0) 1	(66) 6,131	1.1	(0) 80	(6) 1,086	(6) 1,166	(72) 7,297	1.0	

偶 数 年	都城市(山之口・高城・山田・高崎の4地区を除く) 延岡市(北方・北川・北浦の3地区を除く) 日南市 串間市 高原町 小林市(野尻・須木の2地区のみ) 高鍋町 新富町 西米良村 木城町 川南町 都農町 高千穂町 日之影町 五ヶ瀬町
奇 数 年	小林市(野尻・須木の2地区を除く) 日向市 西都市 えびの市 三股町 都城市(山之口・高城・山田・高崎 の4地区のみ) 国富町 綾町 門川町 延岡市(北方・北川・北浦の3地区のみ) 諸塚村 椎葉村 美郷町

# 令和 6 年 度 定 期 検 査

市町 村名	検 査 区 分	検 査 戸 数 (戸)	受 検 率 (%)	検 査 器 物 内					
				手 動 天 び ん	棒 は かり	等 比 皿 手 動 は かり	手 動 指 示 併 用 は かり	そ の 他 の 手 動 は かり	ば ね 式 指 示 は かり
都 城 市	定期検査	57	10.6				2	11	23
	庁内検査	3	0.6						
	所在場所検査								
	計量士検査	479	88.9				6	55	2 373
	計	539	100				8	66	2 396
延 岡 市	定期検査	68	16.3			2		3	49
	庁内検査								
	所在場所検査								
	計量士検査	349	83.7				8	2 35	2 209
	計	417	100			2	8	2 38	2 258
日 南 市	定期検査	55	21.2			1		4	1 50
	庁内検査								
	所在場所検査								
	計量士検査	204	78.8				1	34	129
	計	259	100			1	1	38	1 179
小 林 市	定期検査	27	44.3					8	15
	庁内検査								
	所在場所検査								
	計量士検査	34	55.7					2	2 42
	計	61	100					10	2 57
串 間 市	定期検査	29	25.0					5	20
	庁内検査	1	0.9					2	
	所在場所検査								
	計量士検査	86	74.1				1	7	61
	計	116	100				1	14	81

# 結果一覧表

※ 上段は不合格個数で内数、下段は検査個数

訳 電気式 はかり	訳			分銅・おもり			合計	不合格率 (%)	備考
	その他	計	不合格率 (%)	分銅	おもり	計			
1 57		1 93	1.1	17	60	77	1 170	0.6	山之口 高城 山田 高崎 の4地区を除く
1 4		1 4	25.0				1 4	25.0	
4 1,457		6 1,891	0.3	10	288	298	6 2,189	0.3	
6 1,518		8 1,988	0.4	27	348	375	8 2,363	0.3	
1 39		1 93	1.1	9	15	24	1 117	0.9	
9 813		13 1,065	1.2	27	130	157	19 1,222	1.6	
10 852		14 1,158	1.2	36	145	181	20 1339	1.5	
		1 84	1.2	2	19	21	1 105	1.0	
3 416		3 580	0.5	6	170	176	3 756	0.4	野尻 須木 の2地区のみ
3 445		4 664	0.6	8	189	197	4 861	0.5	
16		39			40	40	79		
79		2 123	1.6		11	11	2 134	1.5	
95		2 162	1.2		51	51	2 213	0.9	
21		46			25	25	71		
		2			8	8	10		
1 166		1 235	0.4		35	35	1 270	0.4	
1 187		1 283	0.4		68	68	1 351	0.3	

# 令和6年度 定期検査

市町 村名	検査区分	検査 戸数 (戸)	受検率 (%)	検査器物内					
				手動 天びん	棒 はかり	等比皿 手動 はかり	手動指 示併用 はかり	その他 の手動 はかり	ばね式 指 示 はかり
高 原 町	定期検査	12	20.3					4	6
	庁内検査	1	1.7						
	所在場所検査								
	計量士検査	46	78.0					10	31
	計	59	100					14	37
高 鍋 町	定期検査	30	32.6					4	17
	庁内検査	2	2.2						
	所在場所検査								
	計量士検査	60	65.2			2		6	66
	計	92	100			2		10	83
新 富 町	定期検査	16	22.5					1	13
	庁内検査	1	1.4						
	所在場所検査	1	1.4					1	7
	計量士検査	53	74.6				1	6	58
	計	71	100				1	8	78
西 米 良 村	定期検査	15	55.6						12
	庁内検査	1	3.7						1
	所在場所検査								
	計量士検査	11	40.7						6
	計	27	100						19
木 城 町	定期検査	15	45.5					2	15
	庁内検査								
	所在場所検査								
	計量士検査	18	54.5						16
	計	33	100					2	31

# 結果一覧表

※ 上段は不合格個数で内数、下段は検査個数

訳	分銅・おもり			合計	不合格率 (%)	備考		
	電気式 はかり	その他	計				分銅	おもり
1		1		1				
14		24	4.2	22	22	46	2.2	
1		1				1		
1		1				1		
65		106	0.9	52	52	158	0.6	
2		2				2		
80		131	1.5	74	74	205	1.0	
2		3				3		
20		41	7.3	19	19	60	5.0	
2		2				2		
3		3				3		
127		201	1.5	4	25	29	230	1.3
5		6				6		
149		244	2.5	4	44	48	292	2.1
1		1				1		
17		31	3.2	5	5	36	2.8	
1		1				1		
1		1				1		
8		16	6.3	6	6	22		
2		2				2		
205		270	0.7	25	25	295	0.7	
4		4				4		
231		318	1.3	36	36	354	1.1	
8		20				20		
		1				1		
26		32				32		
34		53				53		
4		21		11	11	32		
47		63				63		
51		84		11	11	95		

# 令和6年度 定期検査

市町 村名	検査区分	検査 戸数 (戸)	受検率 (%)	検査器物内					
				手動 天びん	棒 はかり	等比皿 手動 はかり	手動指 示併用 はかり	その他 の手動 はかり	ばね式 指 示 はかり
川 南 町	定期検査	14	18.4					1	14
	庁内検査	3	3.9					1	
	所在場所検査								
	計量士検査	59	77.6	1		1		10	106
	計	76	100	1		1		12	120
都 農 町	定期検査	18	31.0					1	30
	庁内検査								
	所在場所検査								
	計量士検査	40	69.0			1		1	30
	計	58	100			1		2	60
高 千 穂 町	定期検査	25	30.9					7	18
	庁内検査								
	所在場所検査								
	計量士検査	56	69.1			1		4	63
	計	81	100			1		11	81
日 之 影 町	定期検査	9	34.6					1	11
	庁内検査								
	所在場所検査								
	計量士検査	17	65.4						19
	計	26	100					1	30
五 ヶ 瀬 町	定期検査	6	19.4					4	2
	庁内検査								
	所在場所検査								
	計量士検査	25	80.6					2	23
	計	31	100					6	25

# 結果一覧表

※ 上段は不合格個数で内数、下段は検査個数

訳 電気式 はかり	訳			分銅・おもり			合計	不合格率 (%)	備考
	その他	計	不合格率 (%)	分銅	おもり	計			
31		46			7	7	53		
2		3			5	5			
9		11					11		
220	1	339	3.2	5	32	37	376	2.9	
9		11					11		
253	1	388	2.8	5	44	49	437	2.5	
		3					3		
10		41	7.3		3	3	44	6.8	
8		9					9		
205		237	3.8		6	6	243	3.7	
8		12					12		
215		278	4.3		9	9	287	4.2	
9		34			29	29	63		
2		2					2		
118		186	1.1		15	15	201	1.0	
2		2					2		
127		220	0.9		44	44	264	0.8	
1		13			2	2	15		
34		53					53		
35		66			2	2	68		
1		7			15	15	22		
47		72			6	6	78		
48		79			21	21	100		

# 令和 6 年 度 定 期 検 査

市町 村名	検 査 区 分	検 査 戸 数 (戸)	受 検 率 (%)	検 査 器 物 内					
				手 動 天 び ん	棒 は かり	等 比 皿 手 動 は かり	手 動 指 示 併 用 は かり	そ の 他 の 手 動 は かり	ば ね 式 指 示 は かり
そ の 他 市 町 村	定期検査	1	11.1						
	庁内検査	2	22.2						
	所在場所検査								
	計量士検査	6	66.7						4
	計	9	100						4
総 計	定期検査	397	20.3			3	2	56	295
	庁内検査	14	0.7					3	1
	所在場所検査	1	0.1					1	7
	計量士検査	1,543	78.9	1		5	17	172	1,236
	計	1,955	100	1		8	19	232	1,539

# 結果一覧表

※ 上段は不合格個数で内数、下段は検査個数

訳				分銅・おもり			合計	不合格率 (%)	備考
電気式 はかり	その他	計	不合格 率 (%)	分銅	おもり	計			
1		1					1		
4		4					4		
6		10					10		
11		15					15		
6		11					11		
278		634	1.7	28	272	300	934	1.2	
1		1					1		
14		18	5.6		13	13	31	3.2	
1		1					1		
8		16			6	6	22		
42		53			6	6	59		
4,031	1	5,463	1.0	52	795	847	6,310	0.9	
50		66			6	6	72		
4,331	1	6,131	1.1	80	1,086	1,166	7,297	1.0	

## 第4節 基準器検査

基準器検査は、特定計量器の正確性を確認するのに用いる基準になる計量器の検査をいい、本県では特定計量器の製造事業者、修理事業者、適正計量管理事業所及び計量士が使用する分銅、基準台手動はかり、液体メーター用基準タンク(燃料油メーター用)の基準器について検査を行っています。

本県が行った検査は、下表のとおりです。

### ○基準器検査実施状況

事 項		年 度 別		
		4年度	5年度	6年度
申 請 件 数		33	30	35
検 査 数	1級基準分銅	79	4	2
	2級基準分銅	280	253	273
	3級基準分銅	449	504	491
	基準台手動はかり分銅	2	0	1
	タクシーメーター装置検査用基準器	0	0	1
	液体メーター用基準タンク(水道メーター用)	0	0	0
	〃 (燃料油メーター用)	5	4	4
検査数合計		815	765	772
うち不合格数		3	0	1

(計量法第104条  
基準器検査規則第21条)

### ○ 主な基準器の有効期間一覧表

種 類		有効期間
長さ基準器	タクシーメーター装置検査用基準器	4年
質量基準器	ア 鋳鉄製又は軟鋼製の基準分銅	1年
	イ アに掲げる以外の基準分銅 (特級基準分銅を除く)	5年
	ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの	3年
体積基準器	ア 基準タンク(イに掲げるものを除く)	5年
	イ ステンレス製の液体メーター用基準タンクであって、水道メーター、温水メーター又は積算熱量計の検定に用いるもの	8年

## 第5節 特定計量器の立入検査

特定計量器の立入検査は、使用中の水道メーター、燃料油メーター、ガスメーター、電気メーター、タクシメーター等について、適正に計量されているか、有効期間は切れていないか等の検査を行うものです。

なお、次に示す特定計量器は、検定(装置検査)の有効期間が定められています。

また、特定市である宮崎市においては、宮崎市産業政策課消費生活センターが実施しています。

### ○検定証印等及び装置検査証印の有効期間(施行令第18条、21条)

特 定 計 量 器		有効期間
積算体積計	1 水道メーター	8年
	2 温水メーター	8年
	3 燃料油メーター(使用最大流量が1L毎分以下のものを除く) (1) 自動車の燃料タンク等に燃料油を充てんするための機構を有するものであって給油取扱所に設置するもの (2) (1)に掲げるもの以外のもの	7年 5年
	4 液化石油ガスメーター	4年
	5 ガスメーター (1) 計ることができるガスの総発熱量が1%につき90メガジュール未満であって、使用最大流量が16%毎時以下のもの (前金装置を有するものを除く。) (2) 計ることができるガスの総発熱量が1%につき90メガジュール以上であって、使用最大流量が6%毎時以下のもの (前金装置を有するものを除く。) (3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの	10年 10年 7年
最大需要電力計	1 電子式のもの	7年
	2 1に掲げるもの以外のもの	5年
電力量計	1 定格電圧が300V以下の電力量計(変成器とともに使用されるもの及び2(2)に掲げるものを除く。)	10年
	2 定格電圧が300V以下の電力量計のうち次に掲げるもの (1) 定格1次電流が120A以下の変流器とともに使用されるもの (定格1次電圧が300Vを超える変圧器とともに使用されるものを除く。) (2) 定格電流が20A又は60Aのもの (3) 電子式のもの(イ並びに(1)及び(2)に掲げるものを除く)	7年
	3 1又は2に掲げるもの以外のもの	5年
無効電力量計	1 電子式のもの	7年
	2 1に掲げるもの以外のもの	5年
照度計		2年
騒音計		5年
振動レベル計		6年
濃度計	1 ガラス電極式水素イオン濃度検出器	2年
	2 ガラス電極式水素イオン濃度指示計	6年
	3 1又は2に掲げるもの及び酒精度浮ひょう以外のもの	8年
タクシメーター(装置検査)		1年

## 特 定 計 量 器 立 入 検 査

計量器名	年度別	検査個数	不合格 個 数	不合格率 (%)	不合格事由別件数		
					器差 不良	有効期限 切れ	封印 破損
燃料油メーター	4年度	1,572	2	0.13	0	2	0
	5年度	1,471	2	0.14	0	2	0
	6年度	1,636	0	0.00	0	0	0
ガスメーター	4年度	(41,636) 0	(36) 0	(0.09) (0.00)	0	(36) 0	0
	5年度	(14,325) 0	(84) 0	(0.59) (0.00)	0	(84) 0	0
	6年度	(28,764) 0	(25) 0	(0.09) (0.00)	0	(25) 0	0
水道メーター	4年度	(32,459) 0	0 0	(0.00) 0.00	0	0 0	0
	5年度	(33,774) 0	0 0	(0.00) 0.00	0	0 0	0
	6年度	(19,242) 0	(11) 0	(0.06) 0.00	0	(11) 0	0
合 計	4年度	(74,095) 1,572	(36) 2	(0.05) 0.13	0	(36) 2	0
	5年度	(48,099) 1,471	(84) 2	(0.17) 0.14	0	(84) 2	0
	6年度	(48,006) 1,636	(36) 0	(0.07) 0.00	0	(36) 0	0

※ ( ) 内は、帳簿上の検査によるもの

# 結果一覧表

構造不良	器差別件数						令和6年度 立入検査地域
	器差検査件数	(+)使用公差を超えるもの	(+)検定公差を超える(+) 使用公差以下のもの	検定公差範囲内のもの	(-)検定公差を超える(-) 使用公差以下のもの	(-)使用公差を超えるもの	
0	0	0	0	0	0	0	県内全域(特定市を除く)
0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	都城市、延岡市、日南市 串間市、小林市、えびの市 三股町、高原町
0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	西都市、高原町 日之影町、五ヶ瀬町
0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	

## 第6節 商品量目検査

計量法では、適正な計量の実施を確保するため、取引又は証明における計量を行う者は、正確に計量するよう努めなければならないとされています。(計量法第10条)

また、生活関連物資で計量取引される可能性の高いものとして特定商品に指定された商品は、計量法で許容される誤差(量目公差)の範囲内で計量することが定められています。(計量法第12条)

このため計量検定所では、消費者利益の確保の観点から取引における適正な計量の実施を確保するため、中元時期や年末時期にスーパー、小売店等での商品量目立入検査を行っています。(計量法第148条)。なお、特定市である宮崎市においては、宮崎市産業政策課消費生活センターにおいて実施されています。

### 1 密封商品

容器又は包装を破棄しなければ内容量の増減が不可能な商品で、その内容量が表記されたものが対象となっています。

密封商品には、正味量表記を義務化された商品と、それ以外のもので法定計量単位で販売する場合に正味量の表記を義務化される商品とがあります。

表記される商品には、その責任の所在を明確にするため表記する者の氏名又は名称・住所の付記が義務付けられています。

### 2 インストアパック商品

スーパー、小売店等の店内で計量し、正味量を表記している商品を対象としています。

## ○ 令和6年度 商品量目検査結果

項目 商品目		検査 戸数	不適正 戸数	不適正 戸数率 (%)	検 査 件 数	不適正件数		不適正件数率		不適正の処理	
						過 量	不 足	過 量 (%)	不 足 (%)	文書等 指導	その他
密 封 商 品	食 肉	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0	0
	食 肉 の 加 工 品	3	0	0.0	50	0	0	0.0	0.0	0	0
	魚 介 類	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0	0
	魚 介 類 の 加 工 品	1	0	0.0	10	0	0	0.0	0.0	0	0
	野 菜 の 加 工 品	4	1	25.0	45	0	10	0.0	22.2	1	0
	その他の政令指定商品	44	0	0.0	585	0	0	0.0	0.0	0	0
	小 計	52	1	1.9	690	0	10	0.0	1.4	1	0
イ ン ス ト ア パ ッ ク 商 品	食 肉	20	2	10.0	408	0	18	0.0	4.4	1	1
	食 肉 の 加 工 品	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0	0
	魚 介 類	18	1	5.6	350	0	9	0.0	2.6	1	0
	魚 介 類 の 加 工 品	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0	0
	野 菜 類	19	6	31.6	307	0	30	0.0	9.7	1	5
	果 実	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0	0
	調 理 食 品	19	1	5.3	336	0	4	0.0	1.2	1	0
	その他の政令指定商品	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0	0
小 計	76	10	13.1	1401	0	61	0.0	4.4	4	6	
合 計	128	11	8.6	2091	0	71	0.0	3.4	5	6	

## 第4章 計量思想の普及・その他

### 第1節 計量思想の普及

県民への計量思想の普及を図るため、計量記念日(11月1日)に併せて下記の事業を実施しています。

- 1 ポスター及びリーフレットによるPR活動  
県内各市町村及び関係事業者に対し、計量記念日ポスター及び「くらしと計量」等のリーフレットを配付しました。
- 2 計量記念日懸垂幕の掲示及びラジオでの広報  
令和6年10月18日から令和6年11月5日まで県庁8号館に掲示するとともに、ラジオ番組に出演し、計量記念日等のPRを行いました。
- 3 計量記念日「計量ひろば」  
重さを量り、長さを測る等を通して「はかる」ことを身近に感じ、計量の大切さを理解してもらい、そして計量検定所がどのような業務をしているのかをPRするための催事を令和6年10月26日に開催しました。約450人が参加し、ゲーム等を通して計量について理解してもらいました。

#### 実施内容

- 長さ当てゲーム(竹の長さを111cmになるように測る)
- 重さ当てゲーム(300gになるように測る)
- 体積当てゲーム(容器に水を200mLになるように入れる)
- 啓発チラシ及び記念品の配布



### 第2節 計量関係説明会・会議

#### 1 定期検査説明会

定期検査の円滑な実施を図るため、次のとおり市町村の計量担当職員に対する説明会及び所在場所検査の説明会を行いました。

- |          |              |
|----------|--------------|
| (1)会議名   | 定期検査説明会(第1回) |
| (2)開催場所  | 宮崎県計量検定所     |
| (3)実施年月日 | 令和6年4月10日    |

- |          |              |
|----------|--------------|
| (1)会議名   | 定期検査説明会(第2回) |
| (2)開催場所  | 延岡総合庁舎       |
| (3)実施年月日 | 令和6年4月12日    |

#### 2 計量行政連携会議

県内の計量行政及び計量思想の普及を円滑に推進するため、計量行政特定市の宮崎市と年間業務及びその連携について意見交換を行いました。

- |          |           |
|----------|-----------|
| (1)会議名   | 県・市計量行政会議 |
| (2)開催場所  | 宮崎県計量検定所  |
| (3)実施年月日 | 令和6年4月26日 |

### 3 各種事業者会議

計量関係事業者に対し、法改正の説明及び検定・検査に関する諸問題の解決のため、次のとおり会議を実施しました。

- (1) 会議名 計量士会議
- (2) 開催場所 計量検定所研修室
- (3) 実施年月日 令和6年12月16日

## 第3節 宮崎県計量協会

宮崎県計量協会は、計量思想の確立により経済・文化の向上と計量関係事業者の発展に寄与する事業を実施するために昭和27年3月1日に設立されました。

事業活動としては、会報の発行等のほか県との共催による「計量ひろば」の開催など計量思想の普及・啓発に努めています。

### 1 所在地

宮崎市学園木花台西2丁目4番地4(宮崎県計量検定所内)

電話(0985) 58 - 2929

F A X(0985) 58 - 2928

### 2 組織

(令和7年3月31日現在)

役職	氏名	所属名称	電話	〒	住所又は所在地
会長	三輪 光広	三輪計量器店	0982-33-1055 (FAX) 33-1101	882-0863	延岡市緑ヶ丘2丁目30番地14号
副会長	首藤 則夫	(有)首藤メーカー商会	0985-47-5028 (FAX) 47-5064	880-2101	宮崎市大字跡江2053-4
副会長	西川 健一	(有)泰盛堂	0986-24-8460 (FAX) 23-9536	885-0021	都城市平江町46番地7号
理事	富井 信輔	西日本インダ(株)	0985-41-8800 (FAX) 41-8801	889-1607	宮崎市清武町加納1丁目45-1
理事	金丸 慎太郎	(株)タツノ宮崎営業所	0985-24-1319 (FAX) 24-8592	880-0023	宮崎市和知川原1丁目42番地
理事	河東 太浩	太信鉄源(株)	0985-53-6510 (FAX) 53-7819	880-0912	宮崎市大字赤江845番地
理事	満山 宗人	(公財)宮崎県環境科学協会	0985-51-2077 (FAX) 51-2085	880-0911	宮崎市大字田吉6258-20
理事	吉元 大喜	(有)野村産業	0985-51-5656 (FAX) 51-5656	880-0925	宮崎市本郷北方鶴戸尾2729-5
理事	松下 時生	(株)山口商会	0982-33-2214 (FAX) 35-8002	882-0816	延岡市桜小路349番地45
理事	名村 一郎	(有)名村度量衡店	0982-32-3054 (FAX) 22-1030	882-0872	延岡市愛宕町1-4-6
理事	辻村 雄一	(有)辻村計量器店	0986-22-1071 (FAX) 22-1249	885-0077	都城市松元町3街区25号
監事	川野 久繁	(株)宮崎デンソー	0985-23-1711 (FAX) 27-9133	880-0036	宮崎市花ヶ島立毛1078-1
監事	大坪 正史	(株)大坪計量器店	0985-26-3901 (FAX) 26-3952	880-0832	宮崎市稗原町95街区7-1

役 職	氏 名	所属名称	電 話	〒	住所又は所在地
顧問	甲斐 義規	宮崎県計量検定所 所長	0985-58-2929 (FAX) 58-2928	889- 2155	宮崎市学園木花台西 2-4-4
事務 局長	西村 三智	宮崎県計量検定所 主幹兼主任	0985-58-2929 (FAX) 58-2928	889- 2155	宮崎市学園木花台西 2-4-4
書記	宮原 悠子	宮崎県計量協会	0985-58-2929 (FAX) 58-2928	889- 2155	宮崎市学園木花台西 2-4-4

### 3 概況

○会員数                    81 事業者（令和7年3月31日現在）

《内訳》

(1) 製造事業	8
① 質量計製造事業	(5)
② 燃料油メーター製造事業	(3)
(2) 修理事業	29
① 質量計修理事業	(8)
② 燃料油メーター修理事業	(4)
③ タクシーメーター修理事業	(3)
④ 濃度計修理事業	(7)
⑤ 自重計修理事業	(7)
(3) 販売事業	40
(4) 計量証明事業	16
① 質量証明事業	(13)
② 環境証明事業	(3)
(5) 適正計量管理事業所	3
(6) 計 量 士	11
(7) 精度確認事業所（特別会員）	1
合 計（延事業者数）	108

## 第4節 その他

### 1 証印類

計量関係の種々の検定や検査に使用される主な証印類は、次のとおりです。



タクシーメーター  
装置検査証印



基準器検査証印



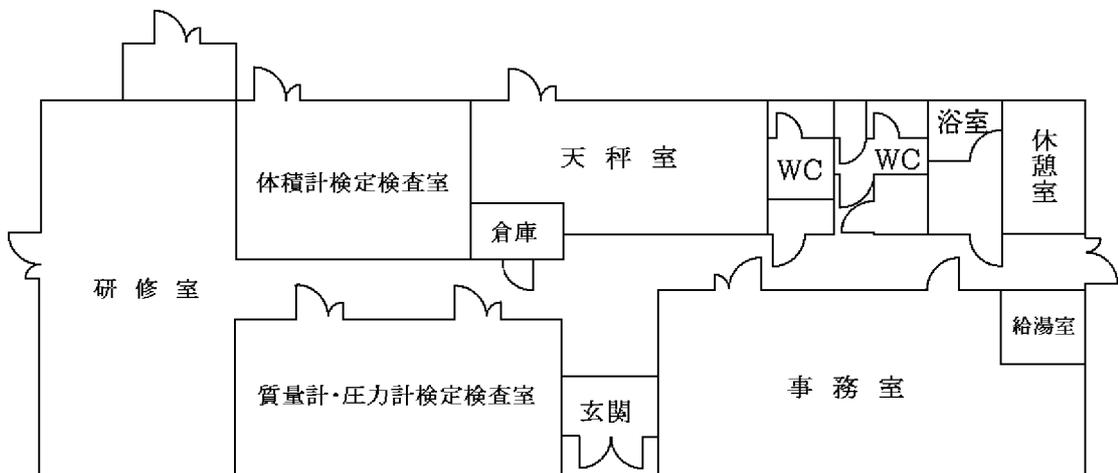
2025. 4 ( ' 25. 4 )  
計量証明  
検査証印

(円外右下の数字は計量証明  
検査を行った年月を表す。)

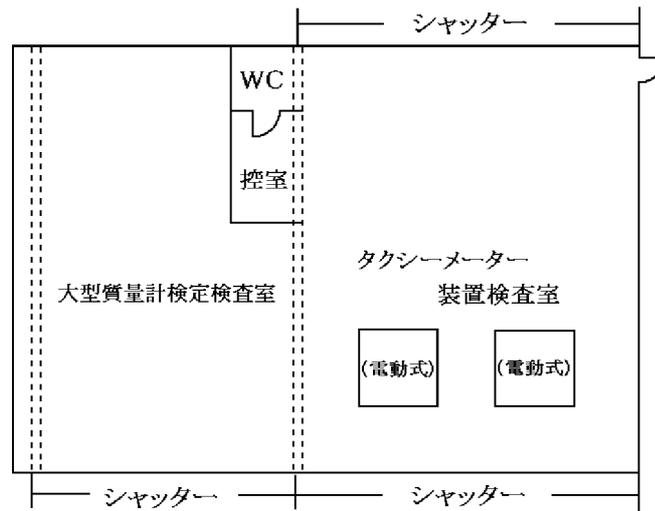
### 2 宮崎県計量検定所建物平面図

- (1) 完成 : 昭和 63 年 12 月 14 日
- (2) 敷地 : 2,645 m<sup>2</sup>
- (3) 建物 : 総面積 526.95 m<sup>2</sup>  
( 管理棟 274.35 m<sup>2</sup>、検査棟 204.00 m<sup>2</sup>、車庫・倉庫 48.60 m<sup>2</sup> )

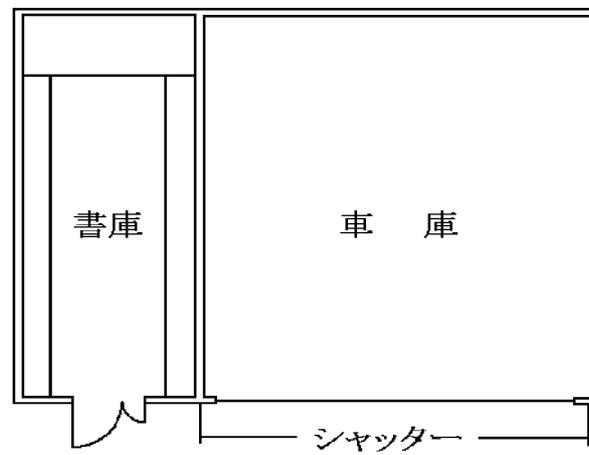
#### 管理棟



## 検査棟



## 車庫・書庫



### 3 宮崎県計量検定所案内図



#### ◆ 交通案内

- 宮崎空港よりタクシーで約15分
- 宮崎市中心部よりバスで約40分
- 宮崎駅よりJR九州日南線  
木花駅下車タクシー5分



## 事業概要

令和7年6月発行

〒889-2155 宮崎市学園木花台西2丁目4番地4

### 宮崎県計量検定所

TEL 0985(58)2929

FAX 0985(58)2928